

【農林水産委員会】

(1) 審議概観

第136回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出6件（うち本院先議1件）、衆議院農林水産委員会提出2件であり、いずれも成立した。

さらに、本委員会付託の請願6種類21件のうち、2種類4件を採択した。

なお、平成8年度畜産物価格の決定に当たり、畜産物価格等に関する決議を行っている。

〔法律案の審査〕

衆議院農林水産委員会提出の農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案は、平成8年3月31日をもって期限切れとなる乳業施設資金融通制度をさらに5年間延長するとともに、貸付金の償還期限を現行の18年以内から20年以内に延長しようとするものであり、衆議院農林水産委員長から趣旨説明を聴取した後、全会一致で可決された。

参議院先議として提出された植物防疫法の一部を改正する法律案は、国際植物検疫の対象となる有害動植物の範囲を定めるとともに、輸出国の栽培地における検査を必要とする特定の植物についての検査証明書の追加、電子情報処理組織による輸入植物の検査手続の導入等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、今回の植物検疫制度改正の意義、植物防疫の国際的な動向と我が国の対応策、有害動植物の危険度に応じた検疫制度の導入とその運用方針等について質疑が行われ、討論の後、賛成多数で可決された。なお、6項目の附帯決議が行われた。

林業の健全な発展を図っていくため、次の3法律案が提出された。

まず、林業改善資金助成法及び林業等振興資金融通暫定措置法の一部を改正する法律案は、林業経営基盤の強化を促進するため、林業改善資金制度について新林業部門導入資金を設けるほか、育成すべき林業経営の目標を達成するため計画的に林業経営の改善を図ろうとする者に対し、農林漁業金融公庫からの資金の貸付けの特例を設ける等の措置を講じようとするものである。

次に、林業労働力の確保の促進に関する法律案は、林業労働力の確保の促進に関する基本方針を策定し、事業主が一体的に行う雇用管理の改善及び事業の合理化を促進するための措置並びに新たに林業に就業しようとする者の就業の円滑化のための措置を講ずるとともに、都道府県知事が公益法人を林業労働力確保支援センターとして指定することができることとしようとするものであ

る。

次に、木材の安定供給の確保に関する特別措置法案は、木材の安定供給を確保するため、森林資源の状況からみて林業的利用の合理化を図ることが相当と認められる森林の存する地域について、木材の生産の安定及び流通の円滑化に資する事業を共同して行おうとする森林所有者、木材製造業者等に対し森林法の適用の特例措置等を講ずるとともに、木材安定供給確保支援法人の指定等について定めようとするものである。

委員会においては、これら3法律案を一括して議題とし、森林整備の促進、長伐期化に伴う林業経営の在り方、若い林業労働者の確保、国産材の需要拡大と安定供給等について質疑が行われた後、3法律案はいずれも全会一致で可決された。なお、それぞれ附帯決議が行われた。

生物系特定産業技術研究推進機構法の一部を改正する法律案は、農林漁業、飲食料品製造業等の生物系特定産業に関する技術の高度化を推進するため、生物系特定産業技術研究推進機構に当該技術に関する基礎的試験研究の業務を追加する等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、研究課題の選定基準、研究の進行過程における管理体制、研究成果の情報開示等について質疑が行われた後、全会一致で可決された。なお、3項目の附帯決議が行われた。

農畜産業振興事業団法案は、特殊法人の整理合理化を推進し、農産物の価格安定業務の効率的な運営を図るため、畜産振興事業団と蚕糸砂糖類価格安定事業団とを統合し、新たに農畜産業振興事業団を設立しようとするものである。

委員会においては、行政改革推進の一環として行われる両事業団統合の具体的効果、新事業団の運営方針、農畜産物価格政策の在り方、肉牛、繭及び砂糖の生産対策等について質疑が行われた後、全会一致で可決された。なお、3項目の附帯決議が行われた。

衆議院農林水産委員会提出のまぐろ資源の保存及び管理の強化に関する特別措置法案は、最近におけるまぐろ資源の動向、その保存及び管理を図るための国際協力の進展その他まぐろ漁業を取り巻く環境の著しい変化に対処して、まぐろ資源の保存及び管理の強化を図るための措置を講じようとするものであり、衆議院農林水産委員長から趣旨説明を聴取した後、全会一致で可決された。

〔決 議〕

本委員会は、3月26日、加工原料乳保証価格については、再生産の確保を旨として適正に決定すること外4項目にわたる畜産物価格等に関する決議を行った。

〔国政調査等〕

2月22日、平成8年度の農林水産行政の基本施策について、大原農林水産大臣から所信を聴取し、翌23日、これに対する質疑を行った。この中で、農業基本法の見直し、住専問題、農業担い手対策に関する行政監察結果、中山間地域対策、農業生産資材のコスト低減、林業及び木材産業に関する今後の政策展開、国連海洋法条約等が取り上げられた。

また、3月14日、当面の農林水産行政に関する件について質疑を行い、農協の組織再編、地方分権推進委員会地域づくり部会の中間報告等が取り上げられた。

さらに、3月26日、畜産物等の価格安定等に関する件について質疑を行い、酪肉近代化基本方針、加工原料乳の保証価格と限度数量の設定、狂牛病問題等が取り上げられた。

なお、5月7日、予算委員会から委嘱を受けた平成8年度農林水産省関係予算の審査を行い、住専問題、中山間地域対策、生産調整の目標達成の見通し、新食糧法の運用方針、林業振興対策、漁業就業者確保対策等について質疑が行われた。

(2) 委員会経過

○平成8年2月22日(木) (第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 農林水産政策に関する調査を行うことを決定した。
- 平成8年度の農林水産行政の基本施策に関する件について大原農林水産大臣から所信を聴いた。

○平成8年2月23日(金) (第2回)

- 平成8年度の農林水産行政の基本施策に関する件について大原農林水産大臣、政府委員及び通商産業省当局に対し質疑を行った。

○平成8年3月14日(木) (第3回)

- 当面の農林水産行政に関する件について大原農林水産大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成8年3月26日(火) (第4回)

- 畜産物等の価格安定等に関する件について大原農林水産大臣、政府委員及び農林水産省当局に対し質疑を行った。
- 畜産物価格等に関する決議を行った。

- 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案（衆第2号）（衆議院提出）
について提出者衆議院農林水産委員長邦前仰君から趣旨説明を聴いた後、
可決した。

（衆第2号） 賛成会派 自民、平成、社民、共産、新緑、二院
反対会派 なし

○平成8年4月9日（火）（第5回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 植物防疫法の一部を改正する法律案（閣法第70号）について大原農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成8年4月11日（木）（第6回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 植物防疫法の一部を改正する法律案（閣法第70号）について大原農林水産大臣及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第70号） 賛成会派 自民、平成、社民、二院
反対会派 共産
欠席会派 新緑

なお、附帯決議を行った。

○平成8年4月23日（火）（第7回）

- 林業改善資金助成法及び林業等振興資金融通暫定措置法の一部を改正する法律案（閣法第45号）（衆議院送付）
林業労働力の確保の促進に関する法律案（閣法第46号）（衆議院送付）
木材の安定供給の確保に関する特別措置法案（閣法第47号）（衆議院送付）

以上3案について大原農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成8年4月26日（金）（第8回）

- 林業改善資金助成法及び林業等振興資金融通暫定措置法の一部を改正する法律案（閣法第45号）（衆議院送付）
林業労働力の確保の促進に関する法律案（閣法第46号）（衆議院送付）
木材の安定供給の確保に関する特別措置法案（閣法第47号）（衆議院送付）

以上3案について大原農林水産大臣、政府委員、労働省、文部省、通商産業省、自治省、建設省及び環境庁当局に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

- (閣法第45号) 賛成会派 自民、平成、社民、共産、新緑、二院
反対会派 なし
- (閣法第46号) 賛成会派 自民、平成、社民、共産、新緑、二院
反対会派 なし
- (閣法第47号) 賛成会派 自民、平成、社民、共産、新緑、二院
反対会派 なし

なお、3案についてそれぞれ附帯決議を行った。

- 生物系特定産業技術研究推進機構法の一部を改正する法律案（閣法第23号）（衆議院送付）について大原農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成8年4月30日（火）（第9回）

- 生物系特定産業技術研究推進機構法の一部を改正する法律案（閣法第23号）（衆議院送付）について大原農林水産大臣及び政府委員に対し質疑を行った後、可決した。

- (閣法第23号) 賛成会派 自民、平成、社民、共産
反対会派 なし
欠席会派 新緑、二院

なお、附帯決議を行った。

○平成8年5月7日（火）（第10回）

- 平成8年度一般会計予算（衆議院送付）
- 平成8年度特別会計予算（衆議院送付）
- 平成8年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（農林水産省所管及び農林漁業金融公庫）について大原農林水産大臣から説明を聴いた後、同大臣、政府委員、海上保安庁及び運輸省当局に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成8年5月16日（木）（第11回）

- 農畜産業振興事業団法案（閣法第24号）（衆議院送付）について大原農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成8年5月21日（火）（第12回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 農畜産業振興事業団法案（閣法第24号）（衆議院送付）について大原農林水産大臣、政府委員、総務庁及び通商産業省当局に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第24号) 賛成会派 自民、平成、社民、共産、新緑
反対会派 なし
欠席会派 二院

なお、附帯決議を行った。

○平成8年6月17日(月) (第13回)

○理事の補欠選任を行った。

○まぐろ資源の保存及び管理の強化に関する特別措置法案(衆第13号)(衆議院提出)について提出者衆議院農林水産委員長松前仰君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

(衆第13号) 賛成会派 自民、平成、社民、共産、新緑、二院
反対会派 なし

○平成8年6月18日(火) (第14回)

○請願第37号外3件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第411号外16件を審査した。

○農林水産政策に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

○平成8年6月19日(水) (第15回)

○理事の補欠選任を行った。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

生物系特定産業技術研究推進機構法の一部を改正する法律案(閣法第23号)

【要 旨】

本法律案は、農林漁業、飲食料品製造業等の生物系特定産業に関する技術の高度化を推進するため、生物系特定産業技術研究推進機構に当該技術に関する基礎的試験研究の業務を追加する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 機構の目的に、生物系特定産業技術に関する基礎的試験研究の業務を行うことを追加することとする。
- 2 機構の業務として、生物系特定産業技術に関する基礎的試験研究を行うこと等を追加することとする。
- 3 機構は、主務大臣の認可を受けて定める基準に従って、基礎的試験研究の業務の一部を委託することができることとする。

【 附 帯 決 議 】

我が国の農林水産業をめぐる情勢は、国際競争の激化、労働力の減少・高齢化等極めて厳しいものがある。一方、地球規模においても、食料、環境等の諸問題への対応が急がれている。このため、農林水産業等の生物系特定産業分野における研究開発の促進が重要な課題となっている。

よって政府は、本法の施行に当たり、遺伝子レベルのバイオテクノロジーの多くについて我が国が欧米よりも立ち遅れている現状を踏まえ、引き続きその安全性の確保に留意しつつ、今後とも生物系特定産業分野における研究開発の強化に努めるとともに、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 1 研究課題の選定に当たっては、制度の目的を踏まえ、長期的視点に立って弾力的に行うこと。
- 2 基礎的試験研究の推進に当たっては、柔軟で独創的な発想を生かすことが重要であることから、ポストドクター等の若い研究者を積極的に活用すること。
- 3 基礎的試験研究の成果については、農林漁業者及び消費者の利益増進並びに国民生活の向上に役立てることを旨として、積極的かつ迅速に応用・開発研究につなげていくこと。

右決議する。

農畜産業振興事業団法案（閣法第24号）

【 要 旨 】

本法律案は、特殊法人の整理合理化を推進し、農産物の価格安定業務の効率的な運営を図るため、畜産振興事業団と蚕糸砂糖類価格安定事業団とを統合し、新たに農畜産業振興事業団を設立しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 畜産振興事業団及び蚕糸砂糖類価格安定事業団を解散し、新たに農畜産業振興事業団を設立することとする。
- 2 新事業団は、解散する両事業団の業務を基本的に承継するほか、糖価安定資金の運用益を財源とする砂糖類関係の振興業務を実施するとともに、従来附帯業務として実施してきた蚕糸及び砂糖類関係の情報収集提供業務を本来業務として位置付けることとする。
- 3 新事業団の役員数については、統合の趣旨に即して、両事業団の役員合計数の4分の1以上の縮減を行うこととする。
- 4 新事業団の財務会計については、両事業団に置かれている勘定を引き継ぎ、その業務の一定の区分ごとに勘定を設けて区分経理を行うこととする。

【附帯決議】

畜産振興事業団及び蚕糸砂糖類価格安定事業団は、設立以来、それぞれ畜産物及び蚕糸・砂糖類の価格安定業務など、各般の業務を行うことにより、我が国農畜産業と関連産業の発展に重要な役割を果たしてきた。

しかしながら、近年、時代の変化に対応して、その役割を一層適切かつ効率的に果たすことが求められるようになってきている。

よって、政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万遺憾なきを期すべきである。

- 1 畜産振興事業団と蚕糸砂糖類価格安定事業団との統合が行政改革推進の一環として実施されることにかんがみ、管理部門の一本化等組織の合理化を適切かつ円滑に実施するとともに、従来の業務に支障を来さぬよう配慮しつつ、可能な限り、その運営の効率化に努めること。

また、2法人の統合に当たり、職員の待遇等の諸課題の解決について十分な配慮を講ずるものとする。

- 2 畜産物・繭糸・砂糖類の価格安定制度については、品目ごとの特性等に配慮しつつ、適切かつ円滑な運用を図るとともに、これら農産物の価格安定制度に関する国民の理解が一層得られるよう、業務、財務等の内容についてのディスクロージャーを含め、情報の十分な提供に努めること。
 - 3 新たに行われる砂糖類関係の業務については、国内生産者や関連産業のみならず、消費者や国民生活の面にも配慮した内容となるよう努めること。
- 右決議する。

林業改善資金助成法及び林業等振興資金融通暫定措置法の一部を改正する法律案（閣法第45号）

【要 旨】

本法律案は、最近における林業をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、林業経営基盤の強化を促進するため、林業改善資金制度について新林業部門導入資金を設けるほか、育成すべき林業経営の目標を達成するため計画的に林業経営の改善を図ろうとする者に対し、農林漁業金融公庫からの資金の貸付けの特例を設ける等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 林業改善資金助成法の改正

林業改善資金の新たな貸付金の種類として、新林業部門導入資金を創設することとする。新林業部門導入資金は、林業経営の改善を促進するために普及を図る必要があると認められる森林施業の方法及び木材以外の林産物の生

産の方式を導入し、新たな林業部門の経営を開始するのに必要な資金とすることとする。

2 林業等振興資金融通暫定措置法の改正

同法の題名を林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法に改め、林業を営む者が都道府県知事の定める基本構想に即して作成する林業経営改善計画を都道府県知事が認定することとする。この林業経営改善計画の認定を受けた者を、地域の林業を担うべき者として法的に位置づけるとともに、当該林業者に対する支援措置として、農林漁業金融公庫資金のうち森林の取得に必要な資金及び林業改善資金のうち新林業部門導入資金について、償還期限の延長等を行うとともに、認定を受けた林業経営改善計画に従って林業経営の規模を拡大した場合に、課税の特例措置を講ずることとする。

【附帯決議】

我が国林業は、木材資源の供給だけでなく、森林の有する公益的機能を維持する上でも大きな役割を果たしてきたが、最近の林業経営を取り巻く情勢は、極めて厳しく、これら諸機能の発揮に支障を来すおそれすらでてきている。

よって政府は、林業生産活動を活性化させるため、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万遺漏なきを期すべきである。

- 1 農林水産大臣は、基本方針の策定に当たっては、現在の林業の実情を踏まえ、次の世紀に向けて、林業関係者に明るい展望を与えることを基本とするとともに、都道府県知事が策定する基本構想にその地域の森林・林業の実情に即した形で経営規模の拡大等の経営基盤の強化が盛り込まれるよう指導していくこと。
- 2 長伐期施業の導入に伴う複合経営の推進に当たっては、特用林産物の振興はもとより、特用林産物以外の複合経営の推進についても十分配慮すること。
- 3 林業経営改善計画の認定や林業改善資金及び農林漁業金融公庫資金の貸付に当たっては、市町村、森林組合等の関係機関との連携・協力を一層強化するとともに、林業者等の事務負担が増加しないよう、極力、事務手続の円滑化に努めること。
- 4 森林の木材生産機能及び公益的機能に支障を来すことのないよう、森林組合等との受委託の促進等を通じて、不在村者の所有する森林など手入れが十分に行われていない森林の適切な整備に努めること。また、林地取得による経営規模拡大の推進に資するため、不在村者等が所有する売却希望林地に関する売買が円滑に行われるよう努めること。

右決議する。

林業労働力の確保の促進に関する法律案（閣法第46号）

【要 旨】

本法律案は、林業労働力の確保の重要性が著しく増大していることにかんがみ、林業労働力の確保の促進に関する基本方針等を策定し、事業主が一体的に行う雇用管理の改善及び事業の合理化を促進するための措置並びに新たに林業に就業しようとする者の就業の円滑化のための措置を講ずるとともに、都道府県知事が公益法人を林業労働力確保支援センターとして指定することができることとする等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 基本方針等の策定

農林水産大臣及び労働大臣は、林業労働力の確保の促進に関する基本方針を策定することとし、都道府県知事は、当該都道府県における林業労働力の確保の促進に関する基本計画を策定することができることとする。

2 雇用管理の改善及び事業の合理化に取り組む事業主の計画に対する認定制度

事業主は、雇用管理の改善及び事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての計画を作成し、都道府県知事の認定を受けることができることとし、このような認定事業主に対し、林業改善資金の貸付けの特例、課税の特例等の支援措置を講ずることとする。

3 林業労働力確保支援センターの指定

都道府県知事は、認定事業主の委託に基づく林業労働者の募集、林業就業促進資金の貸付け等の業務を適正かつ確実に行える公益法人を、林業労働力確保支援センターとして指定できることとする。

4 雇用管理者の選任等

事業主は事業所ごとに雇用に関する事項を管理する雇用管理者を選任するように努めるとともに、雇入れ時に、林業労働者に対し、雇用に関する文書を交付するように努めることとする。

【附 帯 決 議】

近年、山村においては、林業就業者の減少・高齢化が著しく、過疎化も急速に進行している。我が国森林資源は、人工林を中心に21世紀に向けて成熟過程にあるが、このままではそれを担うべき労働力が不足し、森林の有する公益的機能にも支障を来しかねない。

よって政府は、林業労働力の確保と山村の活性化の重要性にかんがみ、本法

の施行に当たり、次の事項の実現に万遺漏なきを期すべきである。

- 1 新規参入者の確保・育成に当たっては、山村地域における定住条件の整備等を引き続き積極的に推進するとともに、若い人々を惹きつける魅力ある職場づくりができるよう支援すること。また、林業労働の社会的評価の向上に努め、やりがい、誇りが持てる産業として林業を育成すること。
 - 2 都道府県知事は、基本計画の策定に当たっては、地域の林業労働力の現状及び問題点に的確に対処するため、幅広く林業関係者の意見を聴取すること。
 - 3 林業労働力確保支援センターの業務の運営に当たっては、就業者の十分かつ円滑な確保が行えるよう国、都道府県はもとより、市町村、森林組合などの関係機関が密接な連携・協力を行うよう努めること。
 - 4 通年雇用の確立、文書による雇用契約の促進、福利厚生面での充実等雇用条件の改善に努めるとともに、林業機械の積極的導入を通じた労働の過重負担の軽減、労働災害の防止等労働環境の近代化に努めること。
 - 5 国有林野事業にあっては、林業事業体の経営の安定化と林業労働者の雇用の安定化に資する観点から、計画的、安定的な事業の発注に努めること。
- 右決議する。

木材の安定供給の確保に関する特別措置法案（閣法第47号）

【要 旨】

本法律案は、木材の安定供給を確保するため、森林資源の状況からみて林業的利用の合理化を図ることが相当と認められる森林の存する地域について、木材の生産の安定及び流通の円滑化に資する事業を共同して行おうとする森林所有者、木材製造業者等に対し森林法の適用の特例措置等を講ずるとともに、木材安定供給確保支援法人の指定等について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 指定地域の指定

都道府県知事は、林業的利用の合理化を図るべき相当規模の森林があること等の要件に該当する地域を、指定地域として指定することができることとする。

2 事業計画の認定制度

指定地域内の木材製造業者等と森林所有者等は、共同して、木材の安定的な取引関係の確立を図る事業に関する計画を作成し、都道府県知事の認定を受けることができることとする。

3 関係法律の特例措置

事業計画の認定を受けた者が事業計画に従って行う立木の伐採、林地の開発行為及び保安林における伐採についての森林法の適用の特例措置等並びに森林組合等の事業の員外利用についての森林組合法の特例措置を講ずることとする。

4 国有林野事業における配慮

国は、木材安定供給確保事業の円滑な推進のため、国有林野事業における木材の供給について、適切な配慮をすることとする。

5 木材安定供給確保支援法人の指定

農林水産大臣は、認定された事業計画に基づく木材の買受けに係る債務の保証、木材の生産又は流通に関する情報の提供等の業務を適正かつ確実に行うことができると認められる公益法人を、木材安定供給確保支援法人として指定することができることとする。

【附帯決議】

我が国林業・木材産業は、それを取り巻く厳しい情勢に対処して、コストの削減、需要への的確な対応等に積極的に取り組む必要がある。特に加工・流通部門における構造改善は喫緊の課題となっている。

よって政府は、来るべき国産材時代に向けて、活力ある林業・木材産業を実現するため、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万遺漏なきを期すべきである。

- 1 木材需要の拡大に資するため、木材の環境への低負荷、優れた断熱性・加工適性等その特徴のPRに力を入れるとともに、将来消費者となる子供達が、木の良さを理解し、それに親しむ機会を増やす等普及啓発活動に努めること。また、間伐材を含む需要拡大のための調査研究活動や公共施設の木造化等の推進に力を入れること。
- 2 国産材の安定的需要の確保を図るために必要な定品質・定時・定量の木材供給の実現に向けて、原木の安定的確保、流通拠点施設の整備に努めるとともに、国有林野事業、地方公共団体、林業・木材産業関連団体との連携・協力の推進により、木材安定供給確保支援法人の支援活動が円滑に行われるように努めること。
- 3 大手需要先である木造住宅建築分野における大工等技能者の減少・高齢化や工期の短縮化に対処するため、乾燥等による品質管理やプレカット等の高次加工の推進に努めるとともに、それに必要な諸施設の整備を図る等木材製造業の近代化の促進に努めること。

右決議する。

植物防疫法の一部を改正する法律案（閣法第70号）（先議）

【要 旨】

本法律案は、最近における植物防疫をめぐる諸情勢の変化に対処し、国際植物検疫を的確に実施するため、国際植物検疫の対象となる有害動物及び有害植物の範囲を定めるとともに、輸出国の栽培地における検査を必要とする特定の植物についての検査証明書の追加、電子情報処理組織による輸入植物の検査手続の導入等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 我が国の自然環境や農業事情を勘案して、まん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがある有害動植物であって、国内に存在することが確認されていないもの、又は既に国内の一部に存在し、かつ、国により発生予察事業その他防除に関し必要な措置がとられているものを国際植物検疫の対象とする検疫有害動植物として定めることとする。
- 2 輸入時点における検査では発見が困難であるが、輸出国の栽培地における検査では発見が容易な有害動植物が付着するおそれのある植物については、輸出国の政府機関によりその栽培地で行われた検査の結果、検疫有害動植物が付着していない旨を記載した検査証明書を添付してあるものでなければ輸入してはならないこととする。
- 3 栽培の用に供しない植物であって、検疫有害動植物が付着するおそれが少ないものについては、輸出国の政府機関により発行される検査証明書の添付を要しないこととする。
- 4 輸入禁止品について、例外的に輸入を許可する場合の範囲を学術・教育等の用に供する場合等にまで拡大することとする。
- 5 輸入植物の検査手続について、電子情報処理組織を使用して行うことができることとする。

【附 帯 決 議】

植物検疫制度は、我が国の多様な自然環境や農業事情の下、輸出入植物及び国内植物の検疫、植物に有害な動植物の駆除、そのまん延の防止等を通じて、農業生産の安定と発展に貢献してきた。

しかしながら、近年、我が国においては、国民の食生活の多様化や生活にうるおいが求められるようになったことなどに伴い、植物輸入の量的増大、質的多様化等が進行し、有害動植物の侵入の危険性が高まってきていることに加え、ガット・ウルグァイ・ラウンド合意に基づく新たな国際環境下で、より効果的かつ効率的な植物検疫の実施が求められている。

よって、政府は、本法施行に当たっては、次の事項について万遺憾なきを期

すべきである。

- 1 植物検疫制度については、本制度が果たしている役割の重要性にかんがみ、実施体制の整備等万全の措置を講じ、今後とも適時・的確な植物検疫を実施すること。

また、輸入植物の安全性や環境保全に対する国民の関心の高まりに対応して、今後とも植物検疫制度に対する国民の信頼性を確保するため、積極的に植物検疫に関する情報提供を行うこと。

- 2 有害動植物の危険度に応じた検疫措置の導入に当たっては、制度運営の透明性を確保しつつ、我が国の自然条件、農業実態、環境への影響並びに生物多様性の確保等を十分踏まえるとともに、全国的な影響のみならず、地域経済に与える影響にも十分配慮すること。

また、検疫有害動植物と輸出国の政府機関による検査証明書の添付を要しない植物を定めるに当たっては、厳正を期すること。

- 3 輸出国の栽培地における検査の義務付けに当たっては、当該輸出国における検査の厳格な実施が確保されるよう措置すること。

- 4 輸入禁止品を例外的に輸入許可する場合については、十分慎重に対応すること。

- 5 輸入植物の検査手続については、的確な植物検疫の実施を確保しつつ、電算化による簡素化・迅速化を図ること。

- 6 検疫くん蒸に最も多く使用されている臭化メチルについては、代替技術の開発に積極的に取り組み、オゾン層の保護等地球環境保全に資すること。

右決議する。

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案（衆第2号）

【要 旨】

本法律案は、酪農の健全な発達に資するため、牛乳の処理又は乳製品の製造に必要な施設の造成等について農林漁業金融公庫が特定の乳業者に対して行う長期低利の資金の融通に関する臨時措置を更に5年間延長するとともに、その資金の償還期限を18年以内から20年以内に延長しようとするものである。

まぐろ資源の保存及び管理の強化に関する特別措置法案（衆第13号）

【要 旨】

本法律案は、我が国が世界において、歴史的にまぐろの漁獲及び消費に関し特別な地位を占めていることにかんがみ、最近におけるまぐろ資源の動向、その保存及び管理を図るための国際協力の進展その他まぐろ漁業を取り巻く環境

の著しい変化に対処して、まぐろ資源の保存及び管理の強化を図るための所要の措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 農林水産大臣は、まぐろ資源の動向を踏まえ、まぐろ資源の保存及び管理の強化を図るための基本方針を定めることとする。
- 2 政府は、まぐろ資源の保存及び管理を図るための国際機関の設立又はその効果的な運営を図るため、関係国と協力するように努めるとともに、国際機関への外国の加盟を促進するように努めることとする。
- 3 農林水産大臣は、我が国が加盟している国際機関において取り決められたまぐろ資源の保存及び管理を図るための措置が我が国の漁業者によって遵守されるように必要な措置を講じなければならないこととする。
- 4 政府は、外国の漁業者によるまぐろ漁業の活動が、保存管理措置の有効性を減じていると認められるときは、当該保存管理措置を取り決めた国際機関に対して当該活動を抑止するために必要な措置を講ずるよう要請するとともに、当該外国に対して当該活動を改善するよう要請しなければならないこととする。
- 5 政府は、要請をした後、相当の期間を経過してもなお当該要請に係る活動が改善されていないと認められるときは、当該国際機関における取決めに従い、必要な限度において、外国為替及び外国貿易管理法第52条の規定に基づき当該外国からのまぐろの輸入を制限することができることとする。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（6件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
※23	生物系特定産業技術研究推進機構法の一部を改正する法律案	衆	8. 2. 6	8. 4. 22	8. 4. 30 可決 附帯決議	8. 5. 8 可決	8. 4. 2	8. 4. 10 可決	8. 4. 11 可決
※24	農畜産業振興事業団法案	〃	2. 7	5. 10	5. 21 可決 附帯決議	5. 22 可決	4. 18	4. 24 可決 附帯決議	4. 25 可決
※45	林業改善資金助成法及び林業等振興資金融通暫定措置法の一部を改正する法律案	〃	2. 13	4. 22	4. 26 可決 附帯決議	4. 26 可決	4. 5	4. 11 可決 附帯決議	4. 12 可決
※46	林業労働力の確保の促進に関する法律案	〃	2. 13	4. 22	4. 26 可決 附帯決議	4. 26 可決	4. 5	4. 11 可決 附帯決議	4. 12 可決
47	木材の安定供給の確保に関する特別措置法案	〃	2. 13	4. 22	4. 26 可決 附帯決議	4. 26 可決	4. 5	4. 11 可決 附帯決議	4. 12 可決
70	植物防疫法の一部を改正する法律案	参	3. 5	4. 4	4. 11 可決 附帯決議	4. 12 可決	5. 28	6. 5 可決 附帯決議	6. 6 可決

・衆議院議員提出法律案（2件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	本院への 提出月日	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
2	農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案	農林水産委員長 松前 仰君 (8. 3. 25)	8. 3. 25	8. 3. 26	8. 3. 25 (予備)	8. 3. 26 可決	8. 3. 27 可決			8. 3. 26 可決

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	本院への 提出月日	参議院			衆議院		
					委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決
13	まぐろ資源の保存及び管理の強化に関する特別措置法案	農林水産委員長 松前 仰君 (8.6.14)	8.6.14	8.6.14	8.6.14 (予備)	8.6.17 可決	8.6.17 可決			8.6.14 可決

(5) 委員会決議

— 畜産物価格等に関する決議 —

我が国農業の基幹的部門である畜産業を取り巻く情勢は、ウルグェイ・ラウンド合意による牛肉、豚肉の関税の引下げ、畜産物輸入の増大、畜産物価格の低迷、飼料穀物価格の高騰、深刻化する後継者不足等極めて厳しいものがある。

よって、政府は、こうした情勢を踏まえ、平成8年度畜産物価格の決定に当たっては、畜産業の生産基盤及び経営体質の強化を図るため、次の事項の実現に万遺憾なきを期すべきである。

- 1 加工原料乳保証価格については、農家が意欲と誇りと希望を持って営農に取り組めるよう、正当な労働評価を行い、再生産の確保を旨として適正に決定するとともに、加工原料乳限度数量については、生乳の生産事情、飲用牛乳及び乳製品の需給事情を考慮して適正に設定すること。

また、牛乳・乳製品の消費拡大対策、国産チーズや生クリームの生産振興対策、乳肉複合経営対策、酪農ヘルパー、コントラクターへの支援対策等を今後とも積極的に推進するとともに、我が国乳業の経営体質を強化し、国際競争力を高めるため、乳業施設の再編合理化を総合的に推進すること。

- 2 牛・豚肉の安定価格については、経営の安定が図られるよう、再生産の確保を旨として、適正に決定すること。

また、肉用牛に関する繁殖雌牛確保対策、子牛生産拡大対策、肉用牛生産振興対策、肥育経営安定緊急対策、肉豚に関する生産性向上対策、経営体質改善対策、防疫対策等を積極的に推進すること。

- 3 肉用子牛の保証基準価格については、繁殖農家の経営の安定が図られるよう、再生産の確保を旨として、また、合理化目標価格については、我が国の肉用子牛生産の実態及び輸入牛肉の価格動向等を勘案して、それぞれ適正に決定すること。

さらに、肉用子牛補給金制度の円滑な運営のため、都道府県肉用子牛価格安定基金協会の財政基盤強化対策等を継続すること。

- 4 最近における飼料穀物価格の高騰に対処して、畜産物価格算定に適正に反映させるとともに、配合飼料価格安定制度の充実と適切な運用、自給飼料生産対策の強化等に万全を期し、併せて政府操作飼料について、今後とも安定確保を図ること。

- 5 畜産業の発展に資するため、家畜排せつ物処理施設の整備等の畜産環境対策、金融・税制対策、家畜疾病予防対策等を総合的に推進するとともに、食

肉の輸入急増に対する関税の緊急措置及び特別セーフガードの適時・的確な発動を行うこと。また、乳製品のカルトアクセスについて、国内需給に悪影響を及ぼさないよう適切に管理すること。
右決議する。